

一、 対象者

- (1) 横浜分処は住民票が神奈川県もしくは静岡県の方の受付になります
- (2) 中華民國にて居住権を取得している外国籍者の外国籍配偶者
- (3) 中華民國にて居住権を取得している外国籍者の外国籍未成年子女
(申請時 18 歳未満)



二、 必要書類[申請注意事項も併せてご参考ください]

- (1) パスポート：原本とコピー1通
申請時において残存期間 6 ヶ月以上
- (2) 申請書：1 通 https://visawebapp.boca.gov.tw/BOCA_EVISA/
申請前に各自上記専用 WEB サイトでオンライン登録及び印刷して持参すること
サイン欄に本人の署名、未成年者は保護者も署名すること
- (3) 証明写真：2 枚<規定に合わない写真は一律再提出>
規格詳細は裏面記載
- (4) 【在日の外国籍のみ】在留カード
- (5) 【管轄する日本の代表処での認証必要】日本の戸籍謄本+翻訳文（中文または英文）：
原本とコピー（申請人数分+認証用各 1 通ずつ）最近 3 ヶ月以内発行で結婚登記及び家族全員が記載されているもの
神奈川県もしくは静岡県の戸籍謄本であれば、VISA と同時に認証も申請出来ますが、その他地域の戸籍謄本の場合、管轄の駐日代表処で認証済みのものを本処 VISA 申請時に提出する必要があります。
- (6) 【管轄する台湾の代表処での認証必要】認証済みの婚姻関係証明書類
日本以外の外国籍の方の本国で婚姻登録をした証明書類一式（婚姻証明書+翻訳文（中文または英文）。管轄する現地の台湾の在外公館で最近 3 ヶ月以内に認証を済ませた書類の原本及びそのコピーをお持ちください。
- (7) 呼び寄せ人のパスポート：A4 サイズコピー1 通（写真のあるページ面）
- (8) 呼び寄せ人の居留証：両面の A4 コピー1 通
(残存期間が 6 ヶ月以上あること。大きめにコピーしてください。)
- (9) 航空券の予約確認書または E チケット：コピー1 通
日付、氏名、便名が明記されていること。
- (10) VISA 費用：最新の手数料一覧表参照



三、 注意事項：

- (1) VISA 有効期間である 3 ヶ月以内に台湾に入国して下さい。
- (2) 台湾に入国後 15 日以内（新型肺炎に伴い現在 30 日以内に変更）に居住先から最寄りの「内政部移民署服務處」で居留 VISA から外僑居留証への切り替え申請をして下さい。
尚、移民署での必要書類は、各自で確認して下さい。

- (3) 旅行会社の方が代理申請する場合は、社員証(外務員証等)の原本とコピー(一部)をお持ち下さい。
- (4) 配偶者及び未成年子女等2人以上同時申請の場合でも、必要書類はそれぞれ1通ずつ必要になります。あらかじめ申請者ごとに分けてご提出ください。
- (5) 上記(7)「日本以外の外国籍の方の婚姻証明資料」の認証方法の詳細に関しては、管轄の台湾の在外公館にお問い合わせください。